

成年後見

どんな制度ですか？

契約などの法律行為や財産管理を支援することにより、痴呆症や知的障害など判断能力が不十分な方々の権利を保護するための制度です。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

契約ができる判断能力がある場合

任意後見

任意後見契約の締結



判断能力が不十分な状況になったら
家庭裁判所への申立てにより
任意後見監督人を選任



契約ができる判断能力がない場合

法定後見

家庭裁判所への申立てにより
後見人など選任



後見開始



判断能力の不十分な方々の身上監護、財産保全・管理、法律行為の支援
成年後見監督人・任意後見監督人が成年後見人・任意後見人の仕事を
チェックするので安心です。